

## 外国人留学生の方へ

このページは、静岡文化芸術大学に在籍している外国人留学生を対象とした情報を掲載しています。

### 内容

1. 外国人留学生の相談先
2. 大学からの連絡について
3. 外国人留学生のための奨学金
4. 健康管理について
5. 日常生活について
6. 外国人留学生として知っておくべきこと
7. 帰国の手続きなどについて

## 1. 外国人留学生の相談先

留学生の皆さんは遠く母国を離れて日本に勉学に来られましたが、社会制度、風俗習慣、自然条件などの違いにより、日常の生活や勉学の面で不安があると思います。そのようなときは、下記のところに気軽に相談に来てください。

### ◇相談窓口

相談内容	相談窓口	連絡先
学生生活全般について	学生室	053-457-6121
授業・履修・成績について	教務室	053-457-6114
健康について	保健室	053-457-6128
心の不安などの相談	学生相談室	<a href="mailto:soudan@suac.ac.jp">soudan@suac.ac.jp</a>

### ◇事務局の窓口開設時間

月曜日～金曜日 8:30～18:00

## 2. 大学からの連絡について

大学からみなさんに対する連絡事項は、1階学生ホールにある掲示板に掲示します。登下校の際には必ず掲示板を見るようにしてください。

## 3. 外国人留学生のための奨学金

外国人留学生のみなさんを対象とした奨学金としては以下のものがあります。各奨学金の募集があった際には、掲示板に掲示してお知らせします。応募にあたっては、応募資格等をよく確認の上、指示に従って申し込んでください。

名称	支給金額	支給期間	応募	採用者数等
日本学生支援機構（JASSO）私費外国人留学生学習奨励費給付制度	月額4万8千円（学部生） 月額6万円（院生）	1年間	4月末までに	在籍人数により推薦枠決定
静岡文化芸術大学 外国人留学生奨学金	他奨学金受給者：月額1万円 他奨学金未受給者：月額2万円	4年間	6月末までに学生室に申請書を提出	私費外国人留学生全員

(財) 平和中島財団外国人留学生奨学金	月額10万円 (学部生) 月額12万円 (院 生)	1年間(最 長2年間)	9月末ま でに学生 室に申込 書を提出	全国で学部生 80名
(財) ロータリー米山記念奨学会奨学金	月額10万円 (学部生) 月額14万円 (院生)	最長2年 間 1年間	9月末ま でに学生 室に申込 書を提出	796名(平成23 年度予定)
(財) 共立国際交流奨学財団奨学金	月額10万円 月額 6万円	2年間 1年間	12月末ま でに学生 室に申込 書を提出	全国で40名

奨学金受給者受給者、または推薦者の選考は、主に学業成績等を基準に選考されます。  
その他の奨学金については、学生室の掲示板に情報を随時掲載します。大学に来た日は、必ず掲示板の情報を見るようにしましょう。

#### 4. 健康管理について

健康な身体は、快適な留学生活を送るための最低条件です。留学生の皆さんは、慣れない外国で生活しているので、この点には十分注意してください。

少しでも身体の具合が悪く感じた場合は、自分で判断せずに早い時期に保健室や学生相談室で相談するか、医師の診察を受けるようにしてください。

##### (1) 保健室

心身の健康に関する相談や、病気やけが等の応急処置を行う保健室が北1棟 1階に設置されています。保健室で対応できない場合は、学校医又は医療機関を紹介しますので、遠慮なく申し出てください。

□ 開室日時：月曜日～金曜日 午前9時～午後6時まで

##### (2) 学生相談室

学生相談室は、カウンセラーの先生が様々な相談に応じてくれるところです。相談を希望する学生は、初回の相談日の予約をしてください。

□ 開室日時：月～金曜日 午前10時～午後6時まで

##### (3) 健康診断

健康保持のため、4月に健康診断を実施しますので必ず受診してください。

#### (4) 国民健康保険

国民健康保険は、病気になったりけがをしたときに、皆さんの負担を軽くするためのものです。日本に1年以上在留する留学生は、すべて国民健康保険に加入することが義務づけられています。国民健康保険に加入していない人は、通常よりも高い医療費を請求されることもあります。加入手続は、あなたが外国人登録を行った市区町の役所の国民健康保険の担当係で行います。

国民健康保険に加入すると保険証が交付されます。医療機関で診療を受ける時は、受付窓口で保険証を提示すれば個人で支払う医療費は30%で済みます。転居や結婚で住所や氏名、世帯主などが変わった場合は、14日以内に市区町の役所の国民健康保険の担当係に届けてください。届出には保険証と外国人登録証が必要です。

#### (5) 学生教育研究災害傷害保険

教育研究活動中（正課中、学校行事中、課外活動中など）に不慮の災害事故で傷害を受けた場合に、保険料が支払われます。

#### (6) 学生教育研究賠償責任保険

正課中、学校行事中、課外活動として行われるインターンシップ、ボランティア活動中等およびその往復途中で、他人にケガをさせたり他人の財物を損壊したことにより被る損害賠償を補償します。

※(5)(6)の保険とも入学手続き時に保険料を納入していただいていますので、加入手続は完了しています。保険期間は4年間です。

## 5. 日常生活について

### (1) アルバイトについて

アルバイトは学生生活の中で第二義的なものです。アルバイトをしなくてもよいような学生生活設計をたてる必要があります。無計画にアルバイトを行い学業成績が低下することのないように注意してください。

また、「留学」の在留資格は、就労することが認められない在留資格ですので、留学生がアルバイトを希望する場合は、事前に入国管理局による資格外活動許可を受けることが必要です。

許可を受けると一定範囲内の資格外活動（1週間について28時間以内のアルバイトで、風俗関連業以外の場所において行われる職種）が許可されます。アルバイトは学生室でも紹介していますので、必要な方はお問い合わせください。

### (2) ゴミについて

家庭からでるゴミは、いろいろな種類があり、処理方法もいろいろ異なります。このため、多くの地域では燃えるゴミと燃えないゴミを分けて収集します。市区町村によっては、ゴミ袋が指定されている場合もあります。また、収集する場所、時間はそれぞれの地域に

よって決まっていますので、確認のうえ、決められた日時を守るようにしてください。

◇燃えないゴミの例（各市区町村によって多少異なります）

プラスチック製品、ゴム類、ビニール製品、発砲スチロール、合成皮革製品、金属類、空き缶、ガラス類、セトモノなど

※これらのゴミは日頃から別に回収しておきましょう。

### (3)地震について

日本は世界有数の地震国であり、各地で数多くの地震がおきています。最近では、平成7年1月17日に「阪神・淡路大震災」が発生し、兵庫県や大阪府を中心に大きな被害がありました。

ここ静岡も、近い将来、駿河湾を中心に震度5～7程度の揺れ（阪神・淡路大震災時の神戸市と同程度）があると言われ、大きな被害が心配されています。この「東海地震」はある程度発生が予測できると言われていますが、「阪神・淡路大震災」のように、突然大きな地震が起こることも考えられます。普段から地震に対して関心を持ち、いざというときに落ち着いて行動できるよう地震の際の正しい心構えを身につけておくことが大切です。

また地震発生時は、大学で皆さんの安否確認作業を行います。安全な場所に落ち着いたら、下記のいずれかの方法で大学に連絡をお願いします。

- 学生室 TEL : 053-457-6121
- 学生便覧の巻末に添付されている安否確認ハガキに必要事項を記入し投函
- E-mail : [gakusei@suac.ac.jp](mailto:gakusei@suac.ac.jp)
- 災害伝言ダイヤル

## 6. 外国人留学生として知っておくべきこと

### (1)在留資格について

在留資格とは…

出入国管理及び難民認定法第2条の2で定められている在留資格をいいます。留学生の場合は「留学」という在留資格になります。「本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動」が「留学」の在留資格に該当することとなります。

#### ①在留資格の変更

留学生（学部学生・研究生）には、「留学」の在留資格が必要です。

「留学」以外の人、最寄りの地方入国管理局（支局・出張所を含む）で在留資格の変更許可申請をしてください。

<提出書類> ※許可時に収入印紙（4,000円分）が必要です

- 1.在留資格変更許可申請書（入国管理局に備え付けてあります）
- 2.入学許可書の写し
- 3.上記のほか、申請の時、窓口で追加書類の提出を求められることがあります。

※許可された場合には、新たな在留資格及び在留期間が決定され、旅券に在留資格 変更許可印が押されます。

## ②在留期間の更新

留学生の在留資格「留学」の在留期間は2年3月、2年、1年3月、1年又は6月2年又は1年です。在留期間更新は、在留期限の満了する日までに在留期間更新許可申請をしなければなりません。地方入国管理局では、在留期限の満了する2ヶ月前から申請を受け付けています。

<提出書類> ※許可時に収入印紙（4,000円分）が必要です

- 1.在留期間更新許可申請書（入国管理局に備え付けてあります）
- 2.在学証明書（自動発行機で発行）
- 3.成績証明書（自動発行機で発行）
- 4.上記のほか、申請の時、窓口で追加書類の提出を求められることがあります。

※許可された場合には、新たな在留期間が決定され、旅券に在留期間更新許可印が押されます。

## ③再入国許可

夏休みや冬休み等、休暇中に一時帰国する場合は、入国管理局で、再入国許可申請をして許可を受けてください。再入国許可には「1回限り有効」のものと「数次有効」のものがあります。この手続をしておかないと、再び来日するときは入国査証が必要となり、はじめて入国したときと同じくらいの期間が必要になります。

なお、一時帰国する場合は、学生室にその期間等を届け出るようにしてください。奨学金等で至急連絡を取りたい場合に、困ることがあります。

<提出書類>

- 1.再入国許可申請書（入国管理局に備え付けてあります）
  - 2.上記のほか、申請の時、窓口で学生証の提示を求められることがあります。
- ※許可時に収入印紙（1回限り3,000円分、数次6,000円分）が必要です

## ④資格外活動許可申請【アルバイトをしたい場合】

留学生（「留学」の在留資格を有する者）は、学業を目的としてのみ在留が許可されています。学費その他の必要経費を賄う目的でアルバイトを行う必要がある学生については、入国管理局において資格外活動許可申請をし、許可を受けたうえでアルバイトをしなければなりません。（週に28時間以内のアルバイトが認められる制度になっています。）

<提出書類>

- 1.資格外活動許可申請書（入国管理局に備え付けてあります）
- 2.副申書（入国管理局に申請に行く1週間前までに学生室に申し出て下さい）

なお、許可を受けずにアルバイトをした場合は、不法就労行為として処罰の対象となりますので、必ず許可を受けて活動してください。

\*在留資格や再入国及び資格外活動について、不明な点がある場合は下記の入国管理局で確認してください。

◇名古屋入国管理局浜松出張所

静岡県浜松市中区中央1丁目12-4 浜松合同庁舎1階 TEL：053-458-6496

申請受付：月～金（祝日を除く）9：00～12：00、13：00～16：00

(2)外国人登録について

外国人登録は、外国人の居住関係及び身分を明確にすることを目的とするものです。外国人は日本に上陸した日から90日以内に居住地の市区町村役場で外国人登録の申請を行わなければなりません。

①新規登録申請

<提出書類>

- 1.外国人登録申請書（お住まいの地域を管轄する区役所区民生活課に備え付けてあります）
- 2.写 真（提出の日から6ヶ月以内に撮影、縦4.5cm×横3.5cm、上半身、裏面に氏名と生年月日を記入したものを2枚）
- 3.旅 券

②登録事項を変更する場合

居住地を移転した場合や、「在留資格」「在留期間」など登録事項に変更が生じた場合は、居住地の市区町村（他市区町村への移転の場合は新居住地の市区町村）役場で14日以内に変更を申請し、外国人登録証明書の記載事項の書き換えを受けなければなりません。また、このような変更が生じた場合は、学生室へも必ず申し出てください。

<提出書類>

- 1.変更登録申請書（市区町村役場に備え付けてあります）
- 2.旅 券
- 3.外国人登録証明書

③外国人登録証明書の有効期間とその更新（切替交付）

外国人登録証明書の有効期限は、5年間となっています。有効期間の満了する30日前までに確認の申請をしてください。

<提出書類>

- 1.登録事項確認申請書（市区町村役場に備え付けてあります）
- 2.写 真（縦4.5cm×横3.5cm） 2枚
- 3.旅 券
- 4.外国人登録証明書

④外国人登録証明書を紛失したとき（再交付申請）

外国人登録証明書を紛失したときは、以下のものを持参のうえ、再交付申請を行<sup>しんせい</sup>って<sup>おこな</sup>ってください。

<提出書類>

- 1.外国人登録証明書交付申請書（市区町村役場に備え付けてあります）
- 2.写 真（縦4.5cm×横3.5cm） 2枚
- 3.旅 券
- 4.市区町村長が特に必要と認める書類（盗難届出証明書、火災証明など）

⑤登録原票記載事項証明書が必要なとき

本人が申請をするときは、外国人登録証明書を持参のうえ、申請してください。

代理人が申請するときは、本人の委任状を持参のうえ申請してください。

（本人と同一世帯の方が証明書を請求する場合は、委任状は不要です。）

※発行手数料として、1通350円かかります。

- \* 外国人登録について不明な点がある場合は下記の浜松市中区区民生活課で確認してください。（浜松市中区在住者の場合）

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

[中区](#)（区民生活課／Tel：053-457-2121）

## 7. 帰国の手続きなどについて

帰国後の住所・職業を学生室へ届け出てください。チェックリストを参考にして円滑に帰国の手続きが済むようにしてください。

<帰国前チェックリスト>

◆アパートを退去する1ヶ月前までに…

- 保証人に連絡しましたか。
- 引越は、何月何日の何時ですか。
- 引越の時、家主は立ち会いますか
- 家賃を滞納していませんか。
- 部屋のクリーニング代は敷金から差し引かれますか。

- 敷金はいつでもやって精算しますか。
- あなたの荷物をどうしますか。
- 帰国時に別送する荷物がありますか。ある場合は、郵送するか、運搬会社へ連絡します。
- 友人・知人に譲る場合は、取りに来てもらうか、あなたが持っていくのか、あるいは送るのか決めます。

◆アパートを退去する1週間前までに…

- 国民健康保険証を、あなたが住んでいる市区町村に行って返却します。
- 銀行口座、郵便貯金口座を解約します。
- 新聞を取っている場合、販売店に連絡して精算します。
- 友人・知人との金銭貸借を精算します。
- アパート内をきれいに片づけ、掃除をします。備え付け以外の家具、荷物、ゴミなどを残してはいけません。
- 帰国後に着く荷物はどうしますか。帰国先に送ってほしい場合、国内の友人・知人宅気付の転居願を近くの郵便局に出します。用紙は郵便局にあります。  
ただし、頼んだ友人・知人には適当な額の郵送料を渡す必要があります。
- 大学の先生や事務職員に帰国の挨拶をし、帰国後の連絡先を書いて渡します。

◆アパート退去時…

- 後でトラブルが起こることを避けるためには、家主と保証人に立ち会ってもらいたいでしょう。
- 部屋の戸締まりを確認して、ドアを締めたら鍵を家主または不動産業者に返します。

◆出国時…

- 空港の入管で外国人登録証を返します。